

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		試行雇用奨励金 (中高年トライアル雇用奨励金) (20-045)				
実施主体		都道府県労働局				
事業概要		中高年を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用の確保を推進				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		3,000,000	840,000	539,981	537,084	643,932
目標 と 評 価	目標	・トライアル雇用開始者数 2万人以上 ・常用雇用移行率75%以上	①トライアル雇用開始者数 5,600人以上 ②常用雇用移行率75%以上	①トライアル雇用開始者数 4,500人以上 (中高年齢者) ②常用雇用移行率75%以上 (中高年齢者)	①常用雇用移行率75%以上 ②トライアル雇用開始者数 4,500名以上	①常用雇用移行率75%以上 ②トライアル雇用開始者数 5,200人以上
	実績	①未達成(実績 4,068人) ②未達成(実績 73.5%)	①未達成(実績 4,364人) ②達成(実績 75.5%)	①未達成(実績 3,461人) ②達成(実績 76.2%)	①達成(実績 76.1%) ②未達成(実績 3,641名) 目標達成率 81%	—
	事業 執行 率	13% (400,715,000 円/ 3,000,000,000 円)	支給決定件数 62% (3,445 件/5,600件) 支給金額 56% (468,005 千円/ 840,000千円)	支給金額57% (362,711千 円/631,457 千円)	支給決定件数 51% (2,512 件/4,973件)	—
	評価結果	18年度施行状況を見て判断。	A	D	D	—

(注) 平成19年度における事業執行率及び評価結果は、「試行雇用奨励金(季節労働者等トライアル雇用奨励金)(20-084)」を含めたものである。

〈調査結果〉

1 事業執行率等(項目1(1)ーア関係)

本事業は、職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として実施するものであり、「トライアル雇用事業実施要領(平成20年4月1日厚生労働省職業安定局)」に基づき、安定所に求職申込をしている要支援者(常用雇用への移行を前提とした一定期間の試行雇用により、適正・能力等について求人事業主との相互理解を

深めることにより、安定的な就業の場の確保を図る必要がある者をいう)で、トライアル雇用開始時に45歳以上(※)であって、原則として雇用保険受給資格者である者のうち、①従前に経験のない職種又は業務に就くことを希望する者、②過去の相当期間において短期間の就業及び転職を繰り返していたが、今後は長期的に安定した就業を希望する者、③その他、被扶養者を有する世帯主であるなど特に家計の状況等から一刻も早い再就職が必要と認められる者等、中高年齢者トライアル雇用の対象とすることが必要と認められる者のいずれかに該当する者で、トライアル雇用を経ることが適当であると安定所の長が認める者を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給する制度である。

※ 平成20年12月に要件を緩和し、「45歳以上65歳未満」から「45歳以上」に対象を拡大した。

今回、5労働局(宮城、東京、石川、広島及び福岡)における業務の実施状況について調査した結果、本奨励金の平成17年度から20年度におけるトライアル雇用開始者数、支給件数及び支給額の推移は下表のとおりであり、宮城労働局や福岡労働局のトライアル雇用開始者数は、17年度と比べ、大きく減少している。

表 調査対象労働局における中高年トライアル雇用奨励金の実績の推移

(単位：人、千円)

区 分		平成17年度	18年度	19年度	20年度
宮城	開始者数	154	107	59	26
	支給件数	105	98	72	12
	支給額	13,817	13,524	8,440	1,250
東京	開始者数	305	316	303	313
	支給件数	216	201	268	243
	支給額	29,309	27,189	33,509	26,930
石川	開始者数	70	83	84	89
	支給件数	49	70	83	56
	支給額	6,720	9,262	9,520	5,860
広島	開始者数	69	107	94	93
	支給件数	51	85	78	77
	支給額	6,811	11,634	8,951	8,860
福岡	開始者数	167	144	120	90
	支給件数	93	134	86	59
	支給額	13,296	18,885	9,871	6,460

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

また、全国ベースでみると、中高年の求職者はトライアル雇用を好まず常用雇用を希望する場合が多く、対象となる中高年に対する求人自体が少ないなどの理由により、事業執行率(平成19年度は予算額に占める支給金額の割合、20年度は予定支給件数に占める支給決定件数の割合)が、19年度及び20年度において、それぞれ57%、51%にとどまっている状況がみられる。

2 年齢要件の見直し（項目1（2）－オ関係）

現在、トライアル雇用事業実施要領（厚生労働省職業安定局 平成21年4月1日）において、若年者試行雇用奨励金等によるトライアル雇用推進の対象者は40歳未満、中高年トライアル雇用奨励金によるトライアル雇用推進の対象者は45歳以上という年齢要件がそれぞれ他の要件とともに設定されている。

今回、関係行政機関等のほかに、計80事業主からヒアリング調査も実施したが、現行のトライアル雇用事業について、上記奨励金の各年齢要件の谷間に相当する年齢層（40歳から44歳）に該当する人材を活用するに当たり、年齢要件が支障となっているとする意見が複数の事業主からも聞かれたことから、事業執行率の向上に向けて、年齢要件の見直しを含めた検討を行う必要がある（※年齢要件に関する事業主の意見等については、結果報告書の表1－(2)－16参照）。

なお、平成21年3月23日に厚生労働省で開催された「生活保護制度に関する国と地方の協議」において、石川県知事からトライアル雇用制度について、「45歳以上は雇用保険受給資格のある人しか対象になっていない。（また、）40歳から44歳、何故かは知らないが、そこが対象となっていない。（中略）今の雇用状況を考えれば、年齢を問わず、雇用保険の受給資格のあるかないかを問わず、すべてを対象にすべきではないか」との要請があり、これについて、当時の厚生労働大臣は「制度設計のときに継ぎはぎ。（中略）それは是非何らかの形できちんと対応したい」と回答している。